

農林水産大臣

鈴木 憲和 様

令和8年8月27日からの
豪雨災害に関する緊急要望

令和8年9月7日



令和8年8月27日からの豪雨災害に関する緊急要望

本県では、8月27日未明から明け方にかけて、県西部に線状降水帯が観測されたほか、氷見市においては県内で初めてとなる「レベル5大雨特別警報」が発表され、12時間降水量が観測史上最大となる317ミリとなるなど、県西部を中心に記録的な豪雨となり、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市の4市に災害救助法を適用するに至りました。

今回の豪雨により、農林水産業施設の損壊や、収穫直前の水稻など農作物の冠水、農地への土砂の流入、農業機械の水没など、農林水産事業者に甚大な被害が発生するなど、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に全力で取り組んでいる最中にもかかわらず、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。

つきましては、以下について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 激甚災害の早期指定

今回の本県を含む北陸三県で発生した豪雨災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定を早期に行い、必要な財政措置等を講じること

2 農林水産業施設の早期復旧、防災・減災、国土強靱化に対する支援

- (1) 被災した農地、農業水利施設、林道などの早期復旧に向け、技術的指導などの支援や災害査定の円滑な実施を図るとともに、災害復旧にあたっては、原形復旧だけでなく、従前の機能性・安全性の向上に資する改良復旧事業などの推進に配慮すること。
- (2) 災害に強い県土づくりを実現するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、地方の実質的負担の割合にも配慮し、必要な予算・財源を確実に確保すること。

3 被災した農林水産業者に対する支援

深刻な被害を受けた農林水産業の継続・再建に向けて、農林漁業セーフティネット資金など災害関連資金の特例措置や農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）の発動など、被災した事業者に対して必要な支援措置を講じること

令和8年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

令和8年8月27日からの豪雨による被災状況



山地崩壊による河川閉塞と農地への土砂流入
(氷見市余川地内)



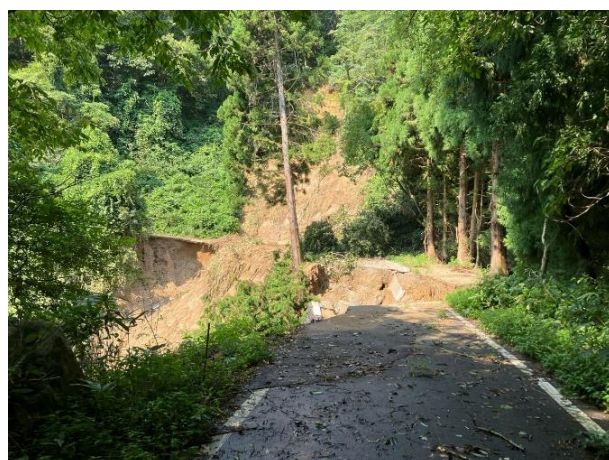
堤体法面が崩壊した農業用ため池
(氷見市七分一地内・西ヶ谷内池)



冠水した水稻
(氷見市余川地内)



農地への木片の流入
(氷見市余川地内)



林道施設の路体崩壊
(氷見市寺尾地内・熊無寺尾線)



倒木や土砂による牛舎の損壊
(氷見市寺尾地内)